

直睿思殿と承受官

——北宋末の宦官官職——

藤 本 猛

はじめに

第一章 睿思殿・宣和殿と宦官

一、睿思殿・宣和殿の宦官貼職

二、睿思殿文字外庫

第二章 宦官の承受官

一、走馬承受から廉訪使者へ

二、承受官

おわりに

はじめに

北宋末徽宗朝の後半といえ、皇帝が道教に傾倒し、宦官が跋扈した時期だと言われている。『東都事略』宦者傳は、その冒頭に北宋宦官の禍をまとめ、次のようにいう。

李憲諸將を西邊に節制せしより、童貫之に因りて、以て兵秉を握り、徽宗既に貫を寵用し、而して梁師成は坐して帷幄に籌り、文武二柄は此の兩人に歸し、宰相は特だ文書を奉行するのみ。内にして百司は悉く宦者を以て兼領せし

め、外にして諸路は則ち廉訪承受の官有り。宦者の勢、盛んなり。(王稱『東都事略』卷二二〇・宦者傳)

徽宗朝における宦官の弊について、地方で兵柄を握った童貫と中央で活動した梁師成の二人を取り上げ、當時の権力がこの兩者に歸したと概観を述べる。おそらくこの記事が基づいたと思われるのが蔡條の『鐵圍山叢談』で、より明確に次のように述べる。

本朝宦者の盛、宣和の間繇り盛んなるは莫し。……政和三、四年に及び、上自ら權綱を攬りしより、政九重に歸し、而後皆な御筆を以て従事す。是に於いて宦者乃ち出で、復た自ら顧藉すること無く、祖宗垂裕の模盪じたり。……政和末、(童貫)遂に浸く樞筦を領し、武柄を擅にし、廟算を主り、而して梁師成なる者は則ち坐して帷幄に籌り、其の事任は古の輔政する者に類る。一時の宰相、執政、悉く其の門に出で、中書、門下の如きは、徒た文書を奉行するのみ。是に於いて國家將相の任、文武二道、咸な此の二人に歸し、公に因りて黨伍を立つること、水火より甚だし。又た是の時に當たり、御筆既に行われ、互いに相い抵排し、都邑の内外、適従する所無し。群臣有司大いに罪を得るを懼れ、必ずや宦人を得て之を領せしむれば、則ち入奏す可く、緩急主る所有り、故に諸司務局争いて奏し、中官の提領を乞う。是の後大小百司、上下の權、悉く闕寺に繇る。外路は則ち廉訪使者有り、或いは承受官を置き、是に於いて天下したがに聽いて紀律大いに紊る。(蔡條『鐵圍山叢談』卷六)

やはり童貫・梁師成を文武を牛耳った巨魁とし、宦官が勢力を持った根本原因は御筆政治の展開にあったという。御筆が前後矛盾して行出していたため、それを受ける官僚側が保身のために宦官との提携を求めたというのである。

しかし實は宦官・梁師成による政策への關與ということでは、禁中において御筆を偽造し(させ)、こっそりと本物に混ぜて出す、という姑息な手段が喧傳されるのみで、^①具體的な政策立案過程について、どのような手順が踏まれていたのか、そこに宦官がどのように介入していたのかについては具體的な記録がない。

筆者は拙著において、この政和年間を徽宗による「親政」體制が始められた時期と目し、その中で梁師成らいわゆる巨璫が所持していた宣和殿(保和殿・睿思殿を含む)にまつわる稱號について注目したことがあった。^②宦官の跋扈と御筆政治

が表裏一體であったということならば、御筆作成の場である睿思殿・宣和殿と、そこで活動していたことを窺わせる直睿思殿・直宣和殿という宦官官職の存在は無視できない。

また先の史料では宦官が外では廉訪使者・承受官となっていたことが指摘されていたが、これらも當時の政治状況と密接な関わりがあったと考えられる。「宦官跋扈」と稱される徽宗朝後半における政治状況の解明には、これらの宦官官職が果たした役割を明らかにする必要があるだろう。

そこで本稿では、まず御筆作成の場であった宣和殿・睿思殿に關わる宦官官職について改めてこれを検討し、つづいて蔡條が指摘する廉訪使者・承受官について考察を行う。

第一章 睿思殿・宣和殿と宦官

一、睿思殿・宣和殿の宦官貼職

かつて拙著において判明したのは、仁宗朝の「管勾天章閣」に倣って、徽宗の政和年間に三十人の宦官が選ばれ、「直睿思殿」・「直宣和殿」の稱號を帯びたということだった。關聯した詔は政和三年（一一一三）九月と十二月に出されており、それによればこれらは有力宦官に對して與えられた貼職であり、文官の集賢殿修撰から直祕閣までの館職と並稱されるものであった。

言うまでも無くこの「直」は、宿直を意味しており、睿思殿・宣和殿という官殿に出入することが許された者に與えられたものであろう。當時睿思殿を含む廣義の宣和殿一帯は禁中の最も奥まった場所にあり、徽宗が日中を過ごす場であったため、當然そこに侍るとするのは、徽宗に最も親近する宦官であったことが強く推測される。そこで諸史料から「直睿思殿」「直宣和殿」を持つ者を調べたところ、【表一】のような結果が得られた。

表一 直睿思殿あるいは直宣和殿就任者（初出年代順）

姓名	主な官銜	年月	出典	
① 黄經臣	内客省使、建雄軍節度觀察留後、知入内内侍省事、直睿思殿 → 右衛將軍致仕、任便居住	政和 2 (1112) 5.26	『宋會要』 職官 68-25	
② 楊戩	保靜軍節度觀察留後、直睿思殿	政和 2 (1112) 10.2 ^③	『宋會要』 禮 28-58	
	保靜軍節度觀察留後、直睿思殿	政和 3 (1113) 8.28	『宋會要』 禮 34-14	
	保靜軍節度觀察留後、提舉龍德宮、直睿思殿	政和 3 (1113) 9.22	『宋會要』 儀制 3-43	
	提舉龍德宮、直睿思殿、同提舉大晟府	政和 4 (1114) 3.15	『宋會要』 禮 5-3	
	靜難軍節度觀察留後、直睿思殿 → 彰化軍節度使、依前直睿思殿	政和 4 (1114) 5.20	『宋會要』 職官 38-3 『十朝綱要』 17	
③ 童貫	中太一宮使、武信軍節度使、遂州管内觀察處置橋道等使、檢校太尉、持節遂州諸軍事、遂州刺史、直睿思殿、提舉龍德宮、熙河蘭湟秦鳳路宣撫使 → 太尉	政和 2 (1112) 12.3	『宋會要』 職官 1-12	
	中太一宮使、武信軍節度使、檢校太尉、直睿思殿、提舉龍德宮、熙河蘭會秦鳳路宣撫使 → 太尉 ^④	政和 4 (1114) 1.丙戌	『紀事本末』 128	
	太尉、武寧軍節度使、中太一宮使 → 直宣和殿、陝西河東路宣撫使	政和 6 (1116) 1.5	『宋會要』 職官 41-19	
	太尉、武信軍節度使、充中太一宮使、直宣和殿、陝西河東路宣撫使、鴈門郡開國公、食邑四千五百戶、食實封壹千參百戶 → 檢校少保、充護國軍節度使、開府儀同三司、中太一宮使、加食邑五百戶、食實封參百戶、差遣、封如故	政和 6 (1116) 9.30	『宋大詔令集』 94	
④ 譚稹	西上閣門使、德州防禦使、直睿思殿	政和 2 (1112) 11.5	『宋會要』 職官 36-100	
	保康軍承宣使、直睿思殿	政和 7 (1117) 9.庚戌	『十朝綱要』 17	
	通侍大夫、保康軍承宣使、直睿思殿、在京神霄玉清萬壽宮提(刑)[點]、同知入内内侍省事	宣和 2 (1120) 12.丁亥	『紀事本末』 141	
	持服人、常德軍節度使、充上清寶籙宮使、直睿思殿、在京神霄玉清萬壽宮提點、食邑一千六百戶、食實封四百戶 → 起復	宣和 4 (1122) 5.17	『宋會要』 職官 77-12	
	起復常德軍節度使、充上清寶籙宮使、直睿思殿、廣平郡開國侯、食邑一千二百戶、食實封四百戶 → 起復太尉、武信軍節度使、充寶籙宮使、在京神霄玉清萬壽宮副使、直睿思殿、加食邑五百戶、食實封二百戶	宣和 4 (1122) 5.23		
	起復太尉、武信軍節度使、充上清寶籙宮使、兼神霄玉清萬壽宮副使、直睿思殿、河東燕山府路宣撫使	宣和 5 (1123) 5.7	『山右石刻叢編』 18 「聖母廟謝雨文」	
	起復太尉、武信軍節度使、充上清寶籙宮使、兼神霄玉清萬壽宮副使、直睿思殿、充河東燕(上)[山]府路兼河北路宣撫使 → 檢校少保	宣和 5 (1123) 7.7	『紀事本末』 144 『北盟會編』 18	
	起復檢校少保、太尉、武信軍節度使、充上清寶籙宮使、兼神霄玉清萬壽宮副使、直睿思殿、充河北河東燕山府路宣撫使 → 起復檢校少傅	宣和 5 (1123) 11.18	『北盟會編』 18	
	⑤ 黄積	滑州刺史、直睿思殿	政和 3 (1113)	『忠惠集』 4
	⑥ 藍從熙	通(直)[侍]大夫、保寧軍節度觀察留後、知入内内侍省事 → 落通侍大夫、依舊保寧軍節度觀察留後、罷知入内内侍省、除直睿思殿	政和 3 (1113) 11.15	『宋會要』 職官 36-22

表一 直睿思殿あるいは直宣和殿就任者（初出年代順）（続き）

姓名	主な官銜	年月	出典
⑦ 梁師成	興徳軍節度觀察留後、直睿思殿	政和5 (1115) 3 ⁽⁵⁾	『竹隱騎士集』17 「韓粹彥行狀」、 『宋史』21
	檢校少傅、護國軍節度使、中太一宮使、直宣和殿、明堂兼在京神霄玉清萬壽宮提舉、通領頒朔布政詳定事	政和8 (1118) 10.1	『(郡齋讀書志) 讀書附志』
	檢校少師、鎮東軍節度使、太一宮使、直保和殿、明堂兼在京神霄玉清萬壽宮提舉提轄	宣和1 (1119) 8.15	『閩中金石略』8 「神霄玉清宮碑」
	持服人、前檢校太傅、河東節度使、中太一宮使、直保和殿、明堂提舉、兼在京神霄玉清萬壽宮副使、安定郡開國公、食邑三千八百戸、食實封一千三百戸 →起復、依前官職、食邑、實封如故	宣和2 (1120) 6.11	『宋會要』 職官 77-11
	起復太尉、江東節度使、充中太一宮使、兼神霄玉清萬壽宮副使、直保和殿、明堂提舉、安定郡開國公 →起復開府儀同三司、淮南節度使、充中太一宮使、兼神霄玉清萬壽宮使、直保和殿、明堂提舉、食邑如故	宣和4 (1122) 1.7	『宋會要』 職官 77-12
⑧ 梁和	通侍大夫、昭慶軍節度觀察留後、直睿思殿 →追贈安化軍節度使	政和6 (1116) 3	『宋會要』 儀制 13-3
⑨ 梁平	拱衛大夫、康州防禦使、直睿思殿	政和6 (1116) 12.25	『宋會要』 蕃夷 3-4
⑩ 童師敏	通侍大夫、保康軍節度觀察留後、直睿思殿	政和7 (1117) 春	『竹隱騎士集』17 「韓粹彥行狀」
⑪ 鄧忠仁	協忠大夫、保平軍承宣使、直睿思殿		
⑫ 馮浩	拱衛大夫、康州防禦使、直睿思殿	政和8 (1118) 閏9.1	『宋會要』 運歷 1-18
⑬ 何訢	直宣和殿	宣和1 (1119) 7.辛酉	『十朝綱要』18
⑭ 鄭景純	武節大夫、忠州刺史、直睿思殿	宣和初	『松隱集』36 「鄭門司墓銘」
⑮ 梁揆	左武大夫、遼州防禦使、直睿思殿	宣和2 (1120)	『宣和畫譜』12
⑯ 劉延慶	兩浙制置使、直睿思殿、知入內侍省事	宣和3 (1121) 1.7	『宋會要』 職官 38-7
⑰ 高中立	右武大夫、明州觀察使、直睿思殿、勾當翰林書藝局	宣和3 (1121) 1.18	『宋會要』 職官 77-11
⑱ 蔡攸	淮康軍節度使、開府儀同三司 →少保、鎮海軍節度使、開府儀同三司、直保和殿	宣和4 (1122) 1.7	『宋會要』 職官 1-3
	少保、鎮海軍節度使、開府儀同三司、上清寶籙宮使、直保和殿	宣和4 (1122) 4.8	『宋會要』 職官 41-20
	少傅、鎮海軍節度使、兼侍讀、直保和殿、河北河東路宣撫使 →少師、安遠軍節度使	宣和5 (1123) 5.11	『宋會要』 職官 1-3
⑲ 關弼	(供) [拱] 衛大夫、相州觀察使、直睿思殿	宣和5 (1123) 5.14	『宣和奉使高麗圖經』34
⑳ 李彥	翊衛大夫、安德軍承宣使、直睿思殿	宣和7 (1125) 4.2	『宋會要』 方域 10-39
㉑ 李穀	檢校少保、慶遠軍節度、醴泉觀使、直保和殿	宣和末	『繫年要錄』11 建炎1.12.庚午
㉒ 鄭弼	入內東頭供奉官、直睿思殿	紹興4 (1134) 4.丁酉	『繫年要錄』75

* 出典中の『宋會要』は『宋會要輯稿』の、『紀事本末』は『續資治通鑑長編紀事本末』の、『十朝綱要』は『皇宋十朝綱要』の、『北盟會編』は『三朝北盟會編』の、『繫年要錄』は『建炎以來繫年要錄』の略稱。

全部で二十二名の直殿就任者を得られたが、そのうち①～④四人の初見は政和二年（一一二二）であった。拙著では直睿思殿の設置は政和三年だとしていたが、実際にはその前年にすでに就任者が四名も確認できた。要するにこれは政和二年に行われた武階の官制改革の一環であったと考えられ、四人いずれも大物宦官であることから、あらかじめ有力宦官數人に既成事實として與えられた稱號が、翌年になって正式な貼職と追認されたのだろう。そのとき一舉に五人の宦官（姓名不詳）が直睿思殿に任命されているのは、これにともなう措置と考えられる。⁷

また新延福宮の造營に携わったという當時の五人の大璫、童貫・楊戩・賈詳・藍從熙・何訢のうち、早逝したと思われる賈詳以外の四人に早くから直睿思殿が與えられているなど、直睿思殿に就任した宦官らは、従来の宦官官職の範疇を超越した者が多く、かかる事實に對處するための新たな方策であったと考えられる。つまりそれまでは内侍本官を所持したまま、寄資として横行班官あるいは遙郡を持つとしても、せいぜい遙郡留後に止まっていた宦官の中から、その先例を越えて正任の節度使を持つ童貫・梁師成らが登場すると、從來であれば彼らは内侍官階を捨てて吏部銓に歸し、轉出（出職）せねばならなかった。しかしそうなると通常の高級武官と同一扱ひされて、禁中に出入りができなくなる。それでは困るといので、禁中と結びつける新たな貼職が設けられたのだと考えられる。表中の者のほとんどが、節度使・防禦使などを持つていることは、それを意味している。

また表のうち直宣和殿（のち直保和殿）就任者は③童貫・⑦梁師成・⑬何訢・⑱蔡攸・⑳李穀の五名に限られ、うち蔡攸のみが宦官でないことは、その特異性がやはり際立っている。⁹彼も含めて直宣和殿の初見は政和六年（一一二六）の童貫で、直睿思殿に遅れて登場している。しかも両方に就任した經驗のある童貫と梁師成は、いずれも直睿思殿のうちに直宣和殿に就任しており、前者よりも後者が格上となっていたことが推測される。

一方、同じ政和三年に直睿思殿とともに貼職とされたという睿思殿供奉は、史料中二名しか見当たらず、一名は宣和三年（一一二二）の「入内侍省、武節大夫、充睿思殿供奉、權殿中省尙輦局司圍典御梁忻」（『宋會要』方域一〇三五・宣和

三年三月十三日條)、もう一名はおそらく宣和年間の「睿思殿供奉黄珣」である¹⁰⁾。梁析はその官銜から見ても諸司使レベルで、先に見た直睿思殿よりもかなり下位にある。黄珣については他の手がかりがないが、女眞との交渉で賜與や帝旨を傳えており、明らかに近侍の宦官ではあった。

二、睿思殿文字外庫

冒頭に見た如く、徽宗朝後半で最も注目すべき宦官は武の童貫と文の梁師成であるが、兩者とも直睿思殿から直宣和殿(のち直保和殿)の貼職を持つ者だった。兩者のうち、禁中における活躍という意味でとりわけ重要なのは梁師成である。それは彼の活動の據點がまさにその貼職の示す如く、睿思殿・宣和殿であったからである。

彼はもと文章能力があり、賈詳に附いて翰林院書藝局に従事し、その死後、

師成専ら奇巧を以て始めて君を得、之を久しくして、睿思殿文字外庫と爲り、益ます事を用う。政和の間、廻ち盛んに艮嶽を起し、明堂を建て、宣徳門を改作す、時已に陰かに上の文書を主り、遂に宰相の事を行い、王黼をして外に在りて之と表裏せしめ、内に關決を爲す。上微行し、外に宿れば、則ち師成入りて殿中に處り、文字外庫に因りて、文を能くする筆吏を擇びて其の下に隸し、凡そ御筆號令批答、率ね其の徒に命じて以て自らに代わらしむ。(徐

夢莘『三朝北盟會編』卷三十一・靖康元年正月三十日條)

という風に言われ、王黼が父事し、蔡京父子も諂うほどの權勢を持ち、「隱相」と呼ばれたとされる¹¹⁾。一部の史料には、徽宗が梁師成に御筆を掌らせていたと明記するものもある¹²⁾。そしてこのように御筆に絡んだ當時の政治體制の中心となっていたのが睿思殿文字外庫であった。

この文字外庫とは、宣和元年に保和新殿で蔡京らが宴に招かれた際、最初に食事を賜った「文字庫」がそうであろう¹³⁾。彼らはここから臨華殿門に入り、玉華殿で徽宗に拜謁している。睿思殿・玉華殿はいずれも廣義の宣和殿(のち保和殿)

に屬しており、同一區劃にあつた。⁽¹⁴⁾ その中でも睿思殿文字外庫は玉華殿に近かつたのであろう。のち徽宗が内禪を決意したその日、宰執を玉華閣に引對したが、その待機場所がここであり、同日召對豫定であつた李綱が、宰執の奏事が終わるのを丸一日待ちぼうけた場所でもあつた。⁽¹⁵⁾

推定では廣義に宣和殿と呼ばれる區劃のうちでも、睿思殿は南寄りに、玉華閣は北寄りに存在していた。⁽¹⁶⁾ したがつて睿思殿本殿と睿思殿文字外庫が實は離れた場所にあつたこととなり、少し奇妙な感じがする。これはおそらく、この區劃に宣和殿が造られる前は、區劃の總稱が「睿思殿」だつた可能性が高く、その北寄りにあつた「文字庫」に廣義の「睿思殿」が附いたものだろう。と同時に狹義の宣和殿の外部にあるため、のちには「外」の字が入れられて「文字外庫」とも呼ばれたと考えられる。

そのような場所に「能文の筆吏」が集められ、梁師成に屬していたのだつた。梁師成自身は何ら文才がなかつたとも言われるが、⁽¹⁷⁾

文章の事の如きに至りては、責は詞臣に在り、朝廷の典誥、各おの自ずから體有るも、師成必ずや其の文悉く己が格の如からんと欲し、或いは一つ背違すれば、輒ち譴斥を行う。(陳東「少陽集」卷一「登聞檢院三上欽宗皇帝書(靖康元年)正月三十日)」

とあり、その指導方針の下で文書の作成が行われていたことは確かである。

またのち靖康元年(一一二六)に余應求が、

梁師成・時若愚皆な往時姦諛の甚しき者、罪は當に誅斥すべし。……又た聞くならく、臣僚上る所の書疏尙お昔弊に仍りて文字庫に送れば、外議咸な謂えらく陛下復た信任を加うと。(『靖康要錄』卷一・靖康元年正月二十八日條)

と言つており、「昔弊」つまり徽宗朝に官僚の上奏文が文字庫に送られていたことがわかる。字面通りだとすれば、「文字庫」にはそれら上奏文が保存されていた可能性もあり、まさに禁中最奥部における文書行政の據點であつたことを推測さ

表二 睿思殿關係の使臣

姓名	官 銜	年 月	出 典
① 徐珣	睿思殿御前文字外庫鐫字藝學	政和4 (1114)	『水東日記』25 「太清樓特宴記三幅」
② 張士亨	睿思殿御前文字外庫鐫字藝學		
③ 兪邁	睿思殿御前文字外庫祇應、武翼郎		
④ 鄧惟賢	右侍禁、充翰林書藝局祇候、睿思殿御前文字庫祇應	?	『摘文堂集』6
⑤ 郭景倩	睿思殿御前文字外庫書寫文字 →三班借職	?	『摘文堂集』8
⑥ 楊球	睿思殿文字外庫使臣	宣和年間	『寶眞齋法書贊』2「徽宗皇帝諸閣支降御筆」
⑦ 張補	睿思殿文字外庫使臣		
⑧ 李質	睿思殿應制	宣和4 (1122)	『揮塵後錄』2
⑨ 曹組	睿思殿應制	5.1	
	閣門宣贊舍人、睿思殿應制	宣和年間	『宋史』379曹勛傳

せる。

ではそこに集められた「能文の筆吏」とはどのような者たちだったのであろうか。それがおそらく睿思殿の名稱を肩書きに持つ者たちであり、史料中からは【表二】の者らの存在が判明する。

まず確認しておかねばならないことは、九人のうち七人が「睿思殿（御前）文字（外）庫」と記される一方、⑧李質・⑨曹組の二人は「應制」であり、両者を同列に扱って良いのかという点である。先に見たように、睿思殿本殿と睿思殿御前文字（外）庫が同一區劃（廣義の宣和殿境内）にはあるものの、完全に同じ場所ではないと推測される以上、李質・曹組らは睿思殿本殿に置かれた者らで、他の者が御前文字（外）庫に奉仕するのとは違っている可能性がある。この場合、睿思殿本殿にいる者は徽宗當人に直接侍る者、御前文字（外）庫の使臣らは直接には梁師成の配下ということになる。

しかし後に見る『宋會要』が應制の曹組を「梁師成下の使臣」と表現し、『東都事略』も「其の小史」とすることなどから、¹⁸⁾應制が梁師成の下に属していたことが強く示唆される。よっていまは彼らも同じカテゴリーに属していたものと考えておく。

さて以前拙著で指摘したのは、⑥楊球がもと蔡京家の家吏で、崇寧年間に翰林待詔であったのが、宣和殿東廊における御筆作成に携わっていたと

いう事實であつたが、¹⁹その他八人のうち②張士亨は、米芾の筆になる「太平州蕪湖縣新學記」(崇寧三年)に「翰林張士亨摹刊」として登場している。ここから彼はもと翰林御書院の鐫字使臣であつたらしいこと、その技術をもつて睿思殿御前文字外庫に籍を移したことが想定される。

睿思殿御前文字外庫が禁中における文書作成に携わっていたならば、それを擔っていた使臣らの文才がいかなるものであつたのかが知りたいところだが、遺憾ながら零細な史料しか残つておらず、詳しい分析を加えるのは難しい。唯一履歴が判明するのは⑨曹組である。彼は宣和四年(一一二二)に完成した良嶽を稱える賦を残した二人の睿思殿應制のうちの一人であつた。²⁰

(曹)組本と兄の緯と太學に聲有り、亦た詩文を能くするも、而れども滑稽下俚の詞を以て世に行われ名を得たるは、良に惜しむべきなり。謝克家任伯集序を爲り、其の子・勛其の後に跋し、略ぼ其の出づる處を見る。蓋し宣和三年始めて登第し、郊禮に「祥光賦」を進め、旨有りて武階に換え、閤職を兼ね、中書に詔して召試せしめ、仍お殿中に給事し、未だ幾くならずして卒す。然れども集中に「及第を謝するの啓」有り、自序に「蚤く諸生に預り、竟に右列を叨むかはる」と云えば、則ち未だ第せざるの前、已に西班に在り、未だ何を以てか知らざるなり。曾慥『詩選』に云えらく「六擧に第せず、宣和中に詔もて廷試に赴き、第を賜う」と。啓中に謂う所の「特に辱微を擧げ、俊造に従うを許す」、慥の言良に是なり。序、跋は其の實を著さざるのみ。(陳振孫『直齋書錄解題』卷一七『箕穎集』二十卷)

とあるように、曹組は兄とともに太學で名聲あり、詩文の才があつたが、特に俗語による詞で有名であつた。他の史料も参照すれば、幼くして父の曹之器を失つた兄弟は、母・王氏に育てられたが、彼女には詩才があり、その薫育を受けた兄弟はともに文才を身につけた。²¹兄の曹緯は性豪邁で行・楷に長じ、劉燾・瞿執柔・劉正夫と太學の「四俊」と稱され、進士に合格、貴池縣尉となつたが間もなく早世したといふ。²²

その弟である曹組は、科擧には六度失敗する一方、すでに政和年間のうちに長短句(詞)で知られ、特に「紅窗迴」な

ど雑曲數百解が人口に膾炙し、「聞く者絶倒し、滑稽無頼の魁なり」と稱されるようになる。⁽²³⁾ この評判を聞きつけたものが、宣和初めに徽宗に玉華閣に召された。そこで、

徽宗顧みて曰く「汝が是れ曹組なるや」と。即ち『回波詞』を以て對えて曰く「只だ臣便ち是れ曹組、會たま間言長語を道う。字を寫すこと楊球に及ばず、錢を愛すること張補に過ぐ」と。帝大いに笑う。球、補は皆な當時の供奉者、因りて以て之を譏る。〔名賢氏族言行類稿〕卷一九

という當意即妙の作詞で受け答えをした。面白いのは楊球と張補が引き合いに出されていることで、兩者とも東廊御筆の作成に携わる睿思殿御前文字外庫使臣だった。⁽²⁴⁾ おそらくこれによつて徽宗に氣に入られ、⁽²⁵⁾ 西班の諸司使副を與えられて睿思殿御前文字外庫を取り仕切る梁師成の下に入ったものと思われる。あるいは曹組は「彦章（曹組の字）多く中貴人の門下に依棲す」（『苕溪漁隱叢話』前集卷五四）といわれ、この惡評が事實であれば、すでに梁師成を介した上での目通りだったのかもしれない。

曹組はその後も徽宗に寵され、⁽²⁶⁾ 禁中における苑射の場で、徽宗の弓の腕前を稱える詞を獻じ、これまた世間でもてはやされたという。⁽²⁷⁾ また題を與えられて賦を作ると、筆を下ろせば立ちどころに成つて推敲の必要もなく、古體詩の風格があつたとされる。徽宗から「曹組、文章之士」と書いた宸翰を賜るほど寵愛を受けると、⁽²⁸⁾ 宣和三年（一一二二）四月には、詔すらく「梁師成下の使臣・忠訓郎儲宏、承信郎曹組、特に殿に就きて試考せしめ、第五甲に中たり、同進士出身を賜い、仍お一官を轉ず」と。〔宋會要〕職官六一・一八・宣和三年四月二十九日條

と、詔によつて殿試に臨み、科擧に合格した。周知の通り殿試では基本的に落第者はおらず、要するに特旨により同進士出身を賜つたのであつた。ここでは「轉一官」とのみ記され、文階が與えられたわけではなさそうである。⁽²⁹⁾

宣和四年（一一二二）五月には、睿思殿應制として良嶽の賦を作り、同年の郊祀には「祥光賦」を詠んで獻じた。これを賞されて特旨を得、中書後省に召試を受けて閣職を兼任したが、そのまま禁中に奉仕し、道州刺史に至つたという。⁽³⁰⁾

このように曹組は早くから作詞の才高く、そのことよって徽宗の寵愛を受け、睿思殿で奉仕した使臣であった。その詞作品は世に伝えられて絶賛され、新作が出るたびに、またたくまに人口に膾炙したといわれ、南宋初期の士大夫の多くは曹組を學んだとい⁽³¹⁾う。

だがその文才はあくまでも「滑稽無頼之魁」（『碧雞漫志』卷二）と評されるものであった。その一方ですでに見たように「詩文を能くするも、而れども滑稽下俚の詞を以て世に行われ名を得たるは、良に惜しむべきなり」（『直齋書錄解題』卷一七『箕穎集』二十卷）という評價や、「皆な嘲諷の詞、故に其の文名を掩う」（趙興時『賓退錄』卷六）、「援筆せば立ちどころに就り、文は點を加えず、深く古風を得たり」（『名賢氏族言行類稿』卷一九）という諸書の表現があり、これらは彼は傳統的詩文も創作できたのだとことさら強調するものであるが、事實として科擧には落第し續けており、傳統的文章作成能力が廣く認められていたとは言いがたい。そんな彼が皇帝の文書作成の任に堪え得たのであろうか。

このことに關して參考になる史料が残されている。

先時の詞臣後宮の書命を草して上意に中たる者有る莫し、制詞往往にして多く中より出づ。（孫觀『鴻慶居士集』卷三 八「宋故翰林學士莫公墓誌銘」）

これは宣和六年頃のことだというが、後宮關係の制誥について、むしろ徽宗は型にはまった文章を好まぬようになっていたことが窺われる。その結果禁中から制詞が出ていたというが、おそらくは禁中の尙書内省あるいは睿思殿文字（外）庫で作成されたものであ⁽³²⁾ろう。

定型的なもので事足りる制誥であっても、特に身近な後宮人事に關するものにはその内容にこだわりを見せるのが徽宗であった。これが皇帝自ら草し、その宸筆を建前とする御筆であれば尙更であ⁽³³⁾らう。皇帝の個性が強く反映されるのは當然のことであり、その眼鏡にかなうものでなければ、代筆の作成はできないであ⁽³⁴⁾らう。そのように考えたとき、徽宗は曹組のような者を求めたのではな⁽³⁴⁾かろうか。

これには徽宗個人の嗜好が關係していたものである。特に宣和年間の徽宗は、俗的な表現をとりわけ好んだ。蔡攸・王黼は俳優のような仕草をして徽宗の寵を受け、浪子宰相李邦彦の登用があり、これらは洒脱さを求める「風流天子」の好尚に叶ったものであった。

曹組の得意とした長短句のような鄙俗な文章は、『碧雞漫志』によれば仁宗朝以前は盛んでなく、神宗朝の張山人・孔三傳、元祐の王齊叟らから盛んになった俗文學の類であり、のちの元曲につながる勾欄演藝中から生まれた文學の新潮流であった。いわば最新の流行文學の大家を、皇帝がその好尚のままに自らの文章に取り入れたとしても不思議ではあるまい。もちろん全面的にそのような要素が採用されたとは思わないが、可能な範囲でそのような氣風がただよっていたことは想像しうる。

以上、史料の不足から臆測の域は脱し得ぬものの、睿思殿で活躍した文章の士は、おそらくいずれもが徽宗の嗜好に合った者らであったことが推測でき、概してそのような者たちは、従來の科擧などには適合しない者、すなわち文吏・使臣であったと思われる。そのような者らが集められたのが文字(外)庫であり、皇帝の意に叶う文書作成に携わっていたのだらう。⁽³⁷⁾

ここまでは徽宗朝後半の宦官政治の高級宦官がその基盤とした睿思殿とそれに関わる宦官官制について検討した。續いてはそれらに頗使され、手足となっていたと思われる中下級宦官らが保持した承受官について、章を改めて検討を加える。

第二章 宦官の承受官

一、走馬承受から廉訪使者へ

本稿冒頭の史料で「外の廉訪使者・承受官」と呼ばれていたのは、後者の呼び名には後述するように特殊な時代性がみられるのだが、基本的には両者は同一のものと考えてよく、いわゆる走馬承受のことを指している。廉訪使者とは徽宗朝になって走馬承受を改稱したものであった。

走馬承受は正式には走馬承受公事使臣だとされるが、単に承受と呼ばれることもあるなど多数の略稱が用いられる。宋初、おそらく太宗朝に設けられた官職で、主に邊境の軍に皇帝の命令を伝える使者であった。この特殊な官職は、いわゆる宋代「君主獨裁制」の確立に寄與した制度として注目され、我が國でははやく佐伯富氏に專論がある。³⁸⁾以下まずはそれらに依據して概略を述べつつ、これまで輕視されてきた徽宗朝における制度改定について再考察する。

走馬承受をはじめ邊境の轉運使司に屬したが、のち經略安撫總管司など帥司に隸屬した。だがその完全な屬官だったというわけではなく、名稱が「某路都總管司承受公事」であったというこ³⁹⁾らしい。基本は皇帝自らが選任して各路に一員置かれたが、眞宗・仁宗朝のときに北方・西方の一部邊境路では内侍宦官と三班使臣各一人の二員制がとられた。

走馬承受は各路守將の政治動靜から生活の瑣事までを監視し、軍隊の騷擾行爲・裝備點檢等を譏察し、邊事敵情を查察した。そして事無ければ年に一度、邊防に警あれば不時に直接入京して奏上することができた。その際には四方館使以外は接觸を許されず、前殿で入見したのち後殿奏事を行い、そこでは樞密院の官員のみが陪席を許された。奏事が終わるとただちに歸路につくこととされ、できうる限り他の官との接觸を限定されていた。この入奏の機會は神宗熙寧三年（一〇七〇）には春と秋の年二回となり、「季奏」と呼ばれた。

このように走馬承受は皇帝が直接派遣した「耳目の任」であり、邊境武將の跋扈を抑制し、重文抑武政策を體現する特殊な差遣だった。

ところがこれが徽宗の頃に變化する。⁽⁴⁰⁾徽宗朝ではやく崇寧年間(一一〇二―一〇六)に走馬承受は帥司に屬さず、かつ基本的に邊境問題に關與しないこととした。⁽⁴¹⁾そのかわり、もとは軍事關係以外に言及することが許されていなかったのが、各路の封樁見在錢物數及び糧草數を取索して、季節ごとに開具聞奏できることとなった。⁽⁴²⁾軍事に關聯するとはいえず、諸路の會計を檢査し、直接皇帝に報告する役割を擔うようになったのだ。同じ頃、四川方面の走馬承受に宦官が添差され、それまで北邊・西邊の路だけだった走馬承受の複數制が擴大したが、⁽⁴³⁾これも對溪峒蠻ということで、その設置箇所は邊境地域に限られていた。

しかし大觀元年(一一〇七)十二月に、風聞による言事が許されるようになると、⁽⁴⁴⁾これは従來の走馬承受の權限を大きく擴大させたものだった。加えて同三年(一一〇九)には「内臣一員、武臣一員」の走馬承受複數制が東南諸路にも敷衍され、結果として全國各路に宦官の走馬承受が存在することとなり、彼らは軍政・民政ともに見聞したところを聞奏でき、必要とあらば急脚遞を使用することも許された。⁽⁴⁵⁾その見聞というのには、諸路州軍から報告された重要な機密事項も含まれており、⁽⁴⁶⁾先に見た各路の糧草文帳及び封樁見在錢物、糧斛の取索・入奏に關しても、『大觀走馬敕』として編敕され、さらに各路から走馬承受公事所に關係文書が送られることとなり、制度として完備されていった。⁽⁴⁷⁾

このように走馬承受は、定期的に送られる地方政治に關する報告文書を取りまとめ、同じく定期的に皇帝に直に報告する存在となった。もはやここまでくれば、走馬承受は地方において新たな監司の如き存在となっていく。しかも宦官と下級武臣によって擔われる異形の存在であった。

その異形さゆえに彼らの存在は、形式面、とりわけそれまでの地方秩序に對して様々な波紋を投げかけるようになる。

(政和)二年正月二十五日、詔すらく「比ごろ聞くならく諸路走馬承受公事使臣近來州軍の朝拜、燕集等の處に於い

て、内に官資の稍や崇き者有れば、多く守臣の上に居り、甚だ千里の寄を重んずる所以に非ず。今より後、走馬承受は州事守臣を除くの外、並びに雜歴に依りて敘位し、餘は舊制に依る。仍お著して令と爲せ」と。〔宋會要〕職官四一一・二八・政和二年正月二十五日條)

州軍の朝拜宴會において、やや官の高い走馬承受が知州軍より上席に座るようになっていたという。これもその職責の重さから來たもので、實質的な監司であれば、地方官の上座にあるのも當然だと感じていたためであろう。

このように徽宗朝前半の走馬承受は、従來の軍隊の覺察のみならず、地方の財政・民政をも譏察するようになり、すでに大幅な職掌の擴大があった。換骨奪胎とまでは言わぬとしても、従來の職制からは大きく逸脱して、實質的な監司の一種に變貌していた。そこに改めて新差遣としての地位が與えられることになる。それが廉訪使者への改稱であつた。

(政和六年) 七月十三日、詔すらく諸路走馬承受公事を改めて廉訪使者と爲す。〔宋會要〕職官四一一三〇・政和六年七月十三日條)

さらに地方に出た場合の序列について改めて規定がなされた。

(政和) 八年正月二十八日、詔すらく「諸路廉訪使者の序位は通判の上に在り、其の職由・接送人は並びに通判の例に依る。……」と。〔宋會要〕職官四一一三三・政和八年正月二十八日條)

として一般に通判よりも上であり、その他官位の高さによつては他の監司よりも上の場合もあつた。⁽⁴⁸⁾ これを受けて、

臣契勘するに廉訪使者は舊と逐路帥司に隸したる走馬承受、昨ごろ睿旨を蒙りて名稱を改正し、敘官述職は幾ど監司の列に廁まう。〔宋會要〕職官四一一三三・(宣和) 五月〔年〕十二月九日條)

というのは、當時の廉訪使者の實態を言い得てゐるであらう。彼らは諸路を覺察して、事巨細なく皇帝に直奏することができる實質上新たな監司となつた。⁽⁴⁹⁾

その改稱と期待される働きについては、次のように説明されている。

比來の監司・郡守は全然失職し、贓汚を坐視し、並びに舉按せず。州縣の姦贓汚吏は、公事に因縁して民財を乞取し、錢物を率斂すること、勝けて計うべからず。或いは良民を驅役して私事に應副し、公法を顧みざるに至る。公人・吏人は相與に市を爲し、彰露すること無からず、監司・郡守己は廉潔ならざれば、懼れて敢えて發かず、遂に吾が民をして陰かに其の弊を受けしむ。廉訪使者をして廣く耳目を布きて覺察し、密かに具して以聞し、重く編配を行わしむべし。〔宋會要〕職官四一一三〇・政和七年五月十四日條

すなわち従來の監司・知州らの働きが不十分だといふ認識からだった。この背景には従來の路の監司の行政官化があつたと思われ、⁽⁵⁰⁾本來の監察官としての機能が十分でなくなつており、その缺を補うべく廉訪使者による監察が期待されたのだった。

そのため廉訪使者は走馬承受のときと同じく、轉運司等から様々な事項を報告してもらつた權利をもつていた。それは特に季奏の時期に合わせて、春は正月下旬、秋は七月下旬までに廉訪使者所に送られてくることになつていた。⁽⁵¹⁾

ただ概して身分の低い武官と宦官が監司になつたとなれば、多方面から多くの弊害が報告されるようになり、すでに走馬承受の時代からこれを戒飭する詔が出され、それを刻石して廳舎に立ててもいた。⁽⁵²⁾また廉訪使者となつてからは、その人選を厳しくするほか、もし贓罪を犯したならば、一般よりも二等重く處罰されることも規定されている。⁽⁵³⁾

これらの記述を受けて先行研究はいずれも走馬承受Ⅱ廉訪使者がどうしようもない弊害をもたらしつていたと述べるが、その評價はどうであるうか。彼らが武臣や宦官の身分であり、皇帝の親任を受けて新たな監司として地方に臨んだとき、従來の監司や知州軍ら文官からは、その存在はどう見えたであろう。特に彼らが「監司を侵し、州縣を凌ぐ」という不満を述べるとき、⁽⁵⁴⁾そのような事實が全く無かつたとはいえないにしても、はじめから廉訪使者という存在そのものに對する拒否感が強かつた中での不満の表明とは考えられないだろうか。その場合、必要以上に聲高に弊害を言いつつたであろうし、その不満を和らげるために戒飭の詔を出したとしても、それは本心から徽宗が廉訪使者の弊害の大なるに苦しんだ

からとはいえない。その後も廉訪使者が存続したのは、それなりの有用性が認められていたからだといえる。

同じく次の史料の評価についても再考の餘地があるろう。

(政和) 七年二月八日、詔すらく「邊防諜報は、至重・至密にして、動もすれば機要に繋がり、間に髪を容れず。近く聞くに沿邊に探報有る毎に、重輕虚實を論ぜず、互いに相い關報し、諸司は誼傳臚播し、増ます百出せるにより、顯らかに漏露有り、實に邊防に害有り。自今探報は聞奏するを除くの外、更に諸司に報ずるを得ず。(謂うところは轉運・提刑・提舉・廉訪等司の類の如し。) 如し著令有れば、竝びに衝改を行え。或いは擅まに輒りに取索する及び違う者、論ずるに御筆に違うの法の如くす」と。(其の後宣和三年三月二十四日、臣僚の上言に因り、廉訪の二字を除去す。)(『宋會要』職官四一・一三〇・政和七年二月八日條)

この史料について先行研究は、監察の必要から、元來は諜報を聴取する権利があつたが、政和七年(一一一七)にその特權を奪われたものと評價する。そしてこれは本來の機能が發揮されなくなったことを示しており、換言すれば天子と走馬承受との關係が形式化して、もはや信賴されなくなったことを表すとする。

だがこの史料を仔細に讀めば、それまでは路の監司らが探報の内容を互いに聯絡し合う間に機密漏れの恐れが多々あり、これを防ぐために以降は上奏のみして情報共有はやめよ、という内容であり、その對象は轉運使司・提刑司・提舉司・廉訪司すべてで、廉訪使者の權利のみが制限されたわけではなかつた。しかもその後には附く注では、宣和三年(一一二二)にその對象リストから廉訪使者のみが除外されている。つまりそれ以降は、廉訪使者のみが探報の内容報告を受けることが許されたことを示している。言い換えれば他の監司よりも特權を承認されたものと讀めるのではないだろうか。

ではなぜ廉訪使者が他の監司よりも特權を有していたかといえば、それは皇帝からの親任がひときわ厚かつたからに他ならない。廉訪使者には直睿思殿を帯びた者が就くことも想定されており、そうならば禁中に入りのできる宦官が、地方の監察に直接出ることあつたわけである。

政和中、走馬承受を改めて廉訪使者と爲す、其の權は監司と均敵し、朝廷毎に爲す所有れば、輒ち廉訪の雌黃する所と爲り、樞密院藉りて以て宰相を揺する。(李心傳『建炎以來繫年要錄』卷一一・建炎元年十二月丁卯條)

という廉訪使者の權勢がそれであった。ちなみにこの李心傳の意味深長な書きぶりは、當の樞密院を牛耳っていたのが童貫・鄭居中・蔡攸らであったことを踏まえてであろう。

この廉訪使者は徽宗朝では堅持されたが、他の政策が祖宗の法に戻された欽宗朝に、同じく走馬承受に戻され、その權限は縮小された。⁽⁵⁶⁾高宗朝以降は監司・帥臣が走馬承受の不法を彈劾することができるようになり、⁽⁵⁷⁾それぞれの力關係は逆轉した。廉訪使者としての權限・任務は、徽宗朝のみの特異なものであった。⁽⁵⁸⁾

この廉訪使者と時を同じくして、名前に共通點も見られる「承受官」が、地方ではなく中央の官署に置かれていた。これも徽宗朝後半に特徴を見出せる宦官差遣であり、その政治的役割は小さなものではなかったと思われる。以下、節を改めて検討する。

二、承受官

『三朝北盟會編』に引かれる朱邦基『靖康錄』は、徽宗朝の宦官跋扈の様を次のように嘆く。

蔡京寵を怙み位を固むるより、近倖に交迎して之を尊寵し、内外の政事小大無く、未だ内侍省に關せざるもの有らず。或いは節旄を建て、或いは師傳を領し、又た三館を領する者有り、侯王に封ぜらるる者有り、天子呼びて名いわず、侍して立たず、宰相往往にして其の門生たり、執政大臣の意に順う者は榮華し、旨に逆らう者は枯槁す。(三朝北盟

會編) 卷三四・靖康元年二月五日條・朱邦基『靖康錄』

ここに見える宦官批難の構圖は、他にもしばしば見られるものだが、その中で特異なのは、内外の政策が細大漏らさず内侍省に報告されていたということである。内侍省は正確には入内内侍省のことであろうが、いったいどのような次第で、あ

らゆる情報が入内侍省に知らされるといふ態勢になっていたのであろうか。おそらくそこに関わっていたのが「承受官」であり、のちに南宋の陸游が、

宣和中、百司庶府悉くに内侍官の承受と爲るもの有り、實に其の事を専らにし、長貳皆な焉に取決す。梁師成は祕書省承受と爲り、長貳の上に坐す。承受を置かざる所の者は、三省、密院、學士院のみ。(『老學庵筆記』卷三)

とまとめ、より早く靖康元年(一一二六)に胡舜陟が、

昨ごろ降されし指揮に「内侍外局の職事を領するは、並びに祖宗の法度に依れ」とあり。……況んや祖宗の内侍をして外局を領せしめざるは、萬世の法爲り、今外廷と聯事せしむれば、則ち必ず因縁交結し、招賅市恩し、宮禁の密旨往往にして傳漏し、而して城狐社鼠の勢、士夫を陵轢せん。今都水・將作監に皆な承受官有るは、皆な祖宗の制に非ず、乞うらくは罷廢を賜わらんことを。(十萬卷樓本『靖康要錄』卷八・靖康元年六月二十六日條)

と宦官批難の上奏でいうことからは、徽宗朝後半において宦官が各官廳に「承受官」として入り込み、實質的にそこを支配していたことが分かる。

では承受官とはどのような政治的背景から登場したものであったのか。これについては龔延明『宋代官制辭典』(中華書局、一九九七年)が限定的に觸れるのみで、關係する先行研究は見當たらぬ。以下検討を加えてみよう。

まず「承受官」が「承受」という動詞に基づく差遣であることは容易に想像される。もちろん「承受」は文書等を「受け取る」という意味であるが、すでに閤門司には、特に儀式等で樞要な文書などを取り扱うからである、北宋初めから「閤門承受」という職制が存在していた。閤門承受は長年にわたって存在し、契丹國信使に儀式の作法を教示する役目を果たしたり、官僚に人事を傳えたり、宰臣に制を授ける儀式での姿が史料に垣間見えている。⁽⁵⁹⁾ そのうち「行首」(班首・筆頭)で長年勤務したものが、ようやく三班使臣として「提點承受」になれるといひ、⁽⁶⁰⁾ ほぼ吏職としての存在であった。⁽⁶¹⁾ 『朝野類要』が言及する「承受」もこの閤門承受に通じる胥吏的立場の者であった。

しかしこれとは違い、ある種の特別事業の際に、皇帝との聯絡役として設置される宦官の承受もあった。その典型は史書編纂事業においてである。仁宗朝に『三朝國史』が編纂されたとき、修國史・同修國史・編修官といった主たる編纂官以外に、「管勾内臣韓守英」と「承受藍元用、羅崇勳」が見えている。⁽⁶³⁾このときすでに羅崇勳は「巨蹟」と稱される存在でありながら「史院承受」となり、のち宦官が書物完成にともなう恩賞を擅にする濫觴となった。⁽⁶⁴⁾元祐年間の『神宗實錄』編纂時には、都大管勾として入内侍省都知の張茂則が、承受として内侍押班・文思使・嘉州刺史の梁惟簡、内東頭供奉官・管當御藥院・寄供備庫使の陳衍、供備庫副使の郝終吉、内殿承制の馮珣の四人が確認できる。⁽⁶⁵⁾

また司馬光が『資治通鑑』を編纂する際にも宦官が承受となっている。司馬光は皇帝の配慮を感謝する中でそれに觸れており、この宦官承受が置かれることは、おそらくは皇帝からの資金援助の見返りに監察を受けることであり、皇帝との距離の近さをも感じる處遇であった。⁽⁶⁶⁾

その他、仁宗朝の玉清昭應宮建設時にも宦官承受が置かれているが、⁽⁶⁷⁾これらはその事業が完結するまでの臨時的なものであり、かつ重大な政治的使命をもつ差遣というわけではなかった。

このような宦官承受到新たに政治的重要性を付與したのが神宗であった。その「親政」期に、保甲法に關聯して民兵の監察のために派遣されたのが宦官承受だった。

上批すらく「河北・陝西・河東三路は見に教えたる民兵第一番は、……並びに已に教成したり。……仍お入内東頭供奉官宋鼎臣・高品劉友端を差して承受兼監視案閱に充つ」とあり。⁽⁶⁸⁾『長編』卷三三四・元豐四年七月甲辰條

ほかにも「提舉按閱保甲所承受公事」(『長編』卷三三六・元豐六年閏六月丙戌條)という呼稱も確認でき、神宗の御批に出たこの差遣は、皇帝が親任する宦官を監察のために派遣したものだ。のちには諸將兵馬の按察にも承受が置かれたが、やはり神宗の御批によるものだった。⁽⁶⁸⁾これらはそれ以前にある特別事業に關聯したもののバリエーションといえないことはないが、神宗「親政」下における新法實施に關聯したもので、かなり實質的な政治的使命を帯びたものだった。皇帝

「親政」が展開する中で、その手足として宦官承受が現場に出るようになったことは、様々な點で注目すべきことだった。つづく哲宗・元祐年間にも「經筵承受」（朱熹『晦庵先生朱公文集』卷九八「伊川先生年譜」）や「修河司承受」（蘇轍『樂城集』卷四一、「長編」卷四三八・元祐五年戊申條）の存在が確認でき、いずれも宦官の差遣であったことが分かっている。しかしその存在がより普遍的に確認されるようになるのが徽宗朝であった。

現存する徽宗朝の史料で最も早く確認できる宦官承受は、政和五年（一一一五）の明堂建設に関わるものであった。蔡京の明堂使をはじめとして、蔡攸・蔡儵・宋昇ら蔡京の一族や姻戚が擔當官を占めるなか、宦官の梁師成が都監、童師敏が承受となっている。^⑧

また章如愚『群書考索』も徽宗朝の戸部について論じる際に、

況んや政和の後、鉅鑄を以て承受と爲し、獨り財計を總べ、便宜を以て取れば、則ち戸部尤も其の職業を守り難し。

（章如愚『山堂考索』後集卷五四「財賦總論」）

といい、やはり政和年間以降に宦官承受が出現したと認識している。それだけでなく、ここではすでに部局の實權を握り始めていたことも示唆している。同じく楊時も次のように言う。

臣謹んで按ずるに、梁平は嘗て大理寺、開封府承受と爲り、結びて陰獄を爲し、無罪の人を殺すこと數え計うべからず、罪盈ち惡貫なり、人の切齒する所、陛下の知る所なり。（趙汝愚『國朝諸臣奏議』卷六三・楊時「上欽宗論不可復近奄

人（係第二狀）七）

やはり宦官承受が擔當官廳の權限を行使し、刑獄を操っていたとの見解を示す。

本來の宦官承受の役割がそのようなことでなかったのは當然である。

奏報は並びに急遽に入れ、入内内侍省に投進し、仍お童師敏を差わして承受奏報文字に充つ。（范成大『吳郡志』卷一

九・水利下・政和六年九月）

これは政和六年（一一一六）、御筆によって趙霖を兩浙提舉常平に任じ、早急に治水對策を命じたとき、皇帝への聯絡が速やかになされるよう措置したときのことである。この時期、皇帝が御筆によって任じた現地擔當者からの報告は、急脚遞という最速手段をもって直接禁中の入内内侍省に送られていたことが分かる。またこのときの承受は童師敏であり、正式名稱は承受奏報文字であった。趙霖の上奏文書を受け取り、皇帝まで傳達する差遣であったと推測される。⁷⁰

少し時期は遅れるが、南宋・紹興二年（一一三二）に李綱は宦官一員を遣わして「發來文字を承受させる」ように願う奏狀で、

伏して望むは聖慈特に睿旨を降され、臣の申奏如し事の軍期急速に干わるに係れば、徑ちに内侍省に赴きて投進するを許され、入内内侍省一員を差して專一に承受せしめ、所有る朝廷劄降せる聖旨指揮は、並びに金字牌を用いて急脚遞に入れ、鋪に入るを得ず、星夜傳送前來するを聽さるれば、報應疾速にして、事を誤るを致さざるに庶幾からん。

〔梁溪集〕卷六七「乞差内使一員承受發來文字奏狀」

という特別措置を願っている。これはおそらく徽宗朝の承受の働きを念頭に置いたものであろう。

また先に出てきた童師敏は、徽宗朝末期にしばしば名前が登場する宦官だが、

内侍童師敏、貫の養子なり。太師蔡京府承受と爲り、奏請有る毎に、御前に傳達す。政和六年春、師敏駕に従い、延福を過ぎりて宴飲し、是の日果たして府第に到らず、狀を以て申して京に白す。（馬純『陶朱新錄』）

とあるように童貫の養子で、政和六年前後に蔡京の太師府承受となり、蔡京の上奏文を御前に傳達する役割を果たしていた。童師敏が徽宗の行幸に従って、延福宮での宴飲に参加していたため太師府に到れず、そのことを狀申で蔡京に辯明したという。このことから見れば、承受は擔當する官署に自ら赴き、上奏文を上前まで自ら傳達するのが役目であったと思われる。

これら徽宗朝の宦官承受が前代までのそれと大きく違うのは、期間限定ではなく常置されていたことで、神宗朝の承受

を繼承して、より規模を増したものと云えた。その違いが大きく現れているのが、徽宗朝の承受が「承受官」と呼稱されていることである。これまで見てきた宦官承受は、あくまでも「承受」とのみ表記されてきたのが、政和末年に至って「承受官」という呼び名が出現する。⁽⁷¹⁾これはたつた一文字「官」が附いただけのことではあるが、當時の士大夫の意識の上では、非常に大きな變化であったと考えられる。皇帝直下から遣わされてくるとはいえ、所詮は宦官官職にすぎない承受は、「官」というよりも「吏」に近い存在であり、その區別は厳然たるものであったに違いない。にもかかわらず「承受」に「官」を附けて呼ぶようになったことは、そうせざるを得ないような「承受官」の存在感が政和年間以降にあったことを想像させる。

その行き着いたところが、先に見たように承受官が官署の権限を牛耳ってしまうという事態であった。もとは文書傳達の任にあつたものが、どのようにしてかかる場所まで至つたのか。それについては靖康年間の李綱が参考になる。彼は「承受官を置かんことを乞うの笥子」を出し、自らのところに承受官を派遣してくれることを希望している。ここで李綱が望んでいる承受官は軍に附随していることから、走馬承受＝廉訪使者の後繼的存在の可能性があり、「承受と名づくとも、其の實は監軍なり」(『國朝諸臣奏議』卷六三・百官門・余應求「上欽宗論中人預軍政之漸」と言われているように、この承受官は監察官・監軍としての役割を擔っていた。このとき李綱が承受官の派遣をわざわざ欽宗に求めているのは、やはり皇帝直轄の宦官だつたからであろう。特にこのとき李綱は、宰執と對立した結果地方に出されたものであり、承受官を通じて皇帝とのつながりを確保しておかねば、出征中にいかなる陰謀が巡らされ、災いが身にふりかかるか分からない状態であった。そのような中で、本来の監督官廳による「約束」から外れた制度外のルート、皇帝との直通ルートである承受官の存在を求めたのである。このように官僚の側からの需要が高まると、一部の承受官がこれに乗じて實權を掌握することにつながつたのであろう。

南宋に入つても軍以外に承受は存在していた。史書編纂時や講義官など北宋初以來の傳統的承受はもちろんであるが、⁽⁷²⁾

徽宗朝における承受官の系譜を引くものもあり、臨安府の承受がそれであった。「臨安宦者を以て承受と爲し、府尹反つて之を奉ず」と言われ、必ず府尹が承受に挨拶に行くこととなっていたが、中にはそれをよしとしない者もいたという。⁽²⁴⁾

ともあれ本来は期間を限って設けられていた宦官承受は、神宗「親政」のときに新法關係官署に設けられて、禁中との文書行移に携わった。これが徽宗朝の政和年間以降に廣範に常設されるようになり、「承受官」と呼ばれるに至った。彼らを通じて様々な官廳の情報が禁中の入内内侍省に集まるようになった。これが政和年間以降の政治状況であつたと思われる。

おわりに

徽宗朝後半における「宦官跋扈」の状況に關して、當時中樞にいた宦官が所持していた直睿思殿の稱號と、その下僚として活動していた睿思殿にまつわる官職について考察し、つづいて地方における走馬承受Ⅱ廉訪使者、各官署における承受官の存在について見てきた。実際にはこれらの職制が有機的に聯關して政治運営が行われていたのであるが、残念ながらそれを具體的に明示する史料は發見できなかった。概して當該時期は殘存史料が少なく、殘されたわずかなそれも多分に偏向を含んでおり、その實像を追うことは遺憾ながら難しい。

そうでなくともこの政治體制は、直後に北宋滅亡という事態に陥つたことから、安定したシステムとしての組織形成は果たされなかつたものと思われる。ただそこで判明したのは、第一章でみたように睿思殿文字外庫が上奏文書を扱いつつ御筆作成の場として機能し、第二章第一節でみた廉訪使者が禁中と直結しつつ地方を監察し、第二節でみた承受官が各中央官署の情報を禁中の入内内侍省にもたらすという政治システムの姿であつた。いずれも禁中における行政能力の向上をもたらず官職であつたといえる。

さてそこで考えねばならないのは、このシステムの主導者が本當に宦官ら自身であり、「宦官跋扈」というのが妥當な表現なのかどうかということである。確かに多くの場面で宦官が従來の官僚體系に食い込み、進出していたのは確かであ

るが、それは宦官が獨自に形成したものであるのか。本稿冒頭の史料などではその役割を宦官・梁師成が果たしていたとし、事實彼自身、走馬承受となったこともあれば、提擧官として祕書省や三館祕閣を牛耳り、直睿思殿として禁中における文書行政を擔當していた。本稿で考察してきた、徽宗朝後半における重要宦官ポストを歴任してきたのである。しかし「はじめに」でも述べたように、せいぜいいくつかの私的な命令を御筆に混ぜ込み、甘い汁を吸った程度でしかない。彼が徽宗をないがしろにし、あるいはその政治的關心を完全に遮断して、政策一般を自ら決定していたとは思えない。やはりこれら宦官によって禁中の睿思殿や入内内侍省から各官廳に張り巡らされた聯絡網を上から統べていたのは、皇帝徽宗であつたと考えられる。筆者は「君主獨裁制」から皇帝「親政」への移行が神宗朝からはじまり、その流れの中で徽宗が蔡京と権力争いを経た上で、新たな「親政」體制の構築に着手するのが政和年間後半からだと目していた。本稿で見てきた各種宦官官職らは、いずれもその同じ時期に出現し、機能していたことから、これらが新たな皇帝「親政」體制に寄與するものだったと考えられる。いわばこの時期、皇帝徽宗は従來通りの士大夫らによる官僚システムは保持した上で、宦官のネットワークをも張り巡らし、そこから上がる報告を禁中の睿思殿や入内内侍省で受けるといふ形になった。結果的に皇帝は二つのルートによって朝政を支配することが可能となったのである。

だが特に後者に比重が移るとすれば、情報収集も命令行下も禁中で行われることとなり、より重要な政治空間は禁中に移っていたと言わねばならない。これはいわゆる内朝政治の様相を帯びていたということであり、その表層的な表現こそが「宦官跋扈」だったのではないだろうか。

註

(1) 『東都事略』卷一一一・梁師成傳。

(2) 拙著『風流天子』と君主獨裁制』（京都大學學術出版會、二〇一四年）第五章、二五七―三五四頁。

(3) 楊戩の第一項（政和二年十月二日）は、出典の『宋會要』では年號のない「二年十月二日」とあり、素直に見れば前條と同じ崇寧二年と讀める。しかしそれでは時期的にあまりに

も早すぎ、かつ第一項に見られる官銜と第二項（政和三年八月二十八日）のそれとが全く同一であることから、この「二年」は政和二年であると解釋した。

- (4) ここでは前項において政和二年にすでに太尉となつたはずの童貫が、二年後再び太尉になるとして矛盾が生じている。これについては各史料に誤りがないとするならば、一應以下のような解釋で整合性はつけられる。前項の政和二年は武官の官制改革が行われた時期であり、太尉がそれまでの三公の一としてのそれだけでなく、武官の首と改められた。その後に行われた童貫の人事は、従來の三公としての太尉ではなく、武官としての太尉への読み替えを意味し、特に昇進のよくな意味合いはなく、したがって正しくはこのときまだ「檢校太尉」である。一方政和四年の方は玄圭（元圭）を受けける儀式にもなうもので、明らかに昇進の意味合いが含まれており、檢校太尉から太尉に昇つた、という解釋である。しかし牽強附會の嫌いは免れず、より適切な解釋については後考に俟ちたい。

- (5) 趙鼎臣による韓粹彦の行狀（『竹隱畸士集』卷一七「故龍圖閣學士宣奉大夫中山府路安撫使兼馬步軍都總管兼知定州軍府事提舉本府學事兼管內勸農使開封縣開國子食邑六百戶贈特進資政殿學士韓公行狀」）には、嘉祐の定策（韓琦による英宗擁立）について、徽宗が梁師成に韓家の家傳を取りに行かせ、それを讀んで韓琦を王に追封したことを記す。これに對應するのが『宋史』卷二一・徽宗本紀で、政和五年三月「甲申、追論至和・嘉祐定策功、封韓琦爲魏郡王、復文彦博官。」

とある。

- (6) 政和の武階官制改革については、張復華「北宋中期以後之官制改革」（文史哲出版社、一九九一年）參照。
- (7) 翟汝文『忠惠集』卷四「內侍五人直睿思殿制」。翟汝文は政和三年に中書舍人。
- (8) 『宋會要』職官三六一二・崇寧二年五月四日條。
- (9) 前掲註（2）拙著三〇二～三〇九頁。
- (10) 王安中『初寮集』卷四「謝賜器甲表」。
- (11) 『宋史』卷四六八・宦者列傳・梁師成傳。
- (12) 王稱『東都事略』卷一一一・梁師成傳。
- (13) 陳均『皇朝編年綱目備要』卷二八・宣和元年九月條。
- (14) 前掲註（2）拙著二六二～二七六頁。
- (15) 李綱『梁溪集』卷四一「召赴文字庫祇候引對劄子」（宣和七年十二月二十三日、有旨「赴都堂議事訖、隨宰執赴文字庫祇候引對、具己見劄子。」）、李綱『靖康傳信錄』卷上・宣和七年十二月二十三日條。
- (16) 前掲註（2）拙著二六五～二七四頁。
- (17) 『穀山筆塵』卷一五・雜記二。
- (18) 『東都事略』卷一一一・梁師成傳。
- (19) 前掲註（2）拙著二八三～二八九頁參照。
- (20) 王明清『揮麈後錄』卷二。
- (21) 胡仔『苕溪漁隱叢話』前集卷五四、樓鑰『攻媿集』卷一〇三「工部郎中曹公墓誌銘（代汪尙書）」、周必大『文忠集』卷九六「節度使曹助贈三代（登極赦恩）」。
- (22) 章定「名賢氏族言行類稿」卷一九、胡仔『苕溪漁隱叢話』

前集卷五四。

- (23) 王灼『碧雞漫志』卷二。
 (24) 前掲註(2) 拙著二八三～二八九頁参照。
 (25) 『宋史』卷三七九・曹勛傳。
 (26) 曹組は徽宗の近くに侍っていたことを窺わせる宸筆を所持していたという。(王明清『玉照新志』卷二)
 (27) 『召溪漁隱叢話』前集卷五四、周紫芝『太倉稊米集』卷六
 七「書曾處州雅詞後」。
 (28) 『名賢氏族言行類稿』卷一九。
 (29) 先の『直齋書錄解題』や次註の『攻媿集』ではこの後、旨有りて武階に換わったとするが、これは科擧合格者は當然文階を所持したものと考えるから来た勘違いであろうか。のちに見るように宣和三年の科擧は、通常の科擧とかなり趣の違うものであった。
 (30) 『攻媿集』卷一〇三「工部郎中曹公墓誌銘(代汪尙書)」。『碧雞漫志』卷二では、官は防禦使に至ったとする。ちなみにその子・曹勛も父の後を嗣いで閤門宣贊舍人となり、徽宗の北狩(拉致)に隨行。高宗に即位を促す徽宗の密旨をもって脱出し、御衣とともに高宗に届けたとされ、南宋で紆餘曲折を経て節度使・太尉に至るといふ數奇な人生を歩み、このとき曹組も譙國公を追封されている。『宋史』卷三七九・曹勛傳、『攻媿集』卷五二「曹忠靖公松隱集序」、『文忠集』卷九六「節度使曹勛贈三代(登極赦恩)」

(31) 『碧雞漫志』卷二。

(32) 尙書内省については徳永洋介「北宋の御筆手詔」(『東洋史

研究』五七三、一九九八年)、鄧小南「掩映之間——宋代尙書内省管窺」(『朗潤學史叢稿』中華書局、二〇一〇年)参照。

- (33) 御筆は皇帝の宸筆を建前とはするものの、女官などの代筆などいくつかの段階が存在した。拙著二〇四～二一一頁参照。
 (34) 當時の御筆も、定型には嵌まっていなかったことが指摘されている。拙著二二二～二二三頁。
 (35) 『宋史』卷四七二・蔡攸傳、『三朝北盟會編』卷三一・靖康元年正月二十四日條。
 (36) 『三朝北盟會編』卷二八・靖康元年正月六日條。
 (37) 南宋に入ると臨安の皇城内に睿思殿庫と呼ばれる財寶庫があり、これを掌るものとして「睿思殿掌管簿書(掌書管簿)」なる職があり、四名確認できる。またより多く「睿思殿祇候」という肩書きを持つ宦官が確認される(後掲【表三】)。これらは南宋に入ると宦官官職「要近職任」となる(『吏部條法』(『永樂大典』卷一四六二九)「尙書右選考功通用申明」)が、徽宗朝の直睿思殿・睿思殿供奉の系譜を引く貼職であった可能性が高い。
 (38) 佐伯富「宋代走馬承受の研究——君主獨裁權研究の一齣」『中國史研究』第一(東洋史研究会、一九六九年。初出一九四四年)、申忠玲「宋代の走馬承受公事探究」『青海社會科學』二〇一五、秦克宏「走馬承受公事與宋代信息通進研究」『求是學刊』二〇一五。

(39) 先行研究ではあまり觸れられないが、太宗朝末期の至道元年(九九五)に轉運司承受公事が置かれている。これは朝官

及び三班から選ばれて各路に二員が置かれ、轉運使と聯署し、非常時には驛傳を使つて入奏することが許された。その役目は州縣の刑政、官吏の治迹の察舉であつた。これはわずか二年半後の太宗崩御、眞宗即位にともなつて廢止されたが、武事を監察する「都總管司承受公事」＝走馬承受に對して、文事を監察する「轉運司承受公事」として對置されたものかもしれない。(『皇朝編年綱目備要』卷五・至道元年十一月條、李燾『續資治通鑑長編』(以下『長編』と略稱)卷四一・至道三年二月條、五月壬申條、羅從彥『豫章文集』卷三・集錄)

(40) ここでまず指摘しておかねばならないことがある。それは徽宗朝初期の狀況を伝える根本史料の『宋會要』職官四一・走馬承受の編年が不整なことである。四一・一二四で哲宗朝の記事が「元符元年十二月十六日」條で終わったあと、突然「徽宗朝三番目の元號である①「大觀二年十一月九日」條が表れ、四一・一二五まで續いたあと、②「三年正月二十一日」・③「二十八日」・④「二十九日」の三條につながる。すると次に再び⑤「三年五月十九日」條が来て、徽宗朝二番目の年號である⑥「徽宗崇寧二年二月十七日」・⑦「四年九月八日」條が四一・一二六はじめまでつづく。すると今度は⑧「四月十四日」が表れ、⑨「六月二十七日」・⑩「七月八日」・⑪「十一月一日」とつながり、四一・一二七の⑫「四年正月四日」以降は「二月十六日」・「三月三十日」から政和年間となり、ほぼ年月順でつながっていく。

したがつて四一・一二四で「元符元年十二月十六日」のあ

と突然①「大觀二年十一月九日」まで年代が飛ぶ箇所と、四一・一二五の④「三年正月二十九日」のあとに⑤「三年五月十九日」と再度「三年」を繰り返す箇所、四一・一二六の⑦「四年九月八日」のあとに⑧「四月十四日」が来て月が戻つてしまふかのように見える箇所、この三箇所でもとも編年がうまくつながっていない。しかも⑥「徽宗崇寧二年二月十七日」に見られるような年號の前に皇帝が示されるのは、通常は當該皇帝が即位後に改元をして以降の、最初の記事のときである。周知の通り輯佚書である『宋會要』にはしばしば見られる編年不整であるが、同年號の省略が加わつて、ここではとりわけ複雑に入り組んでいる。

この點については前掲註(38)の先行研究はいずれも言及せず、慣習通りに繋年しているが、問題なしとしない。例えば職官四一・一二七「二月十六日」條を崇寧四年の記事としているが、同條には「大觀走馬救」が出てきており、明らかに矛盾を來している(大觀は崇寧の次の年號)。

他に對照できる史料がないため繋年の特定は難しいが、内容や前後の狀況から見ても、まずは①～④、⑤～⑦、⑧～⑪がそれぞれ一聯のものだと推測される。

そのうち⑪「十一月一日」條には「發(兵軍)」「運」副使龐寅孫が出てくるが、龐寅孫は大觀三年(一一〇九)五月十一日と同四年二月十二日に發運副使であることが他の史料で確認できる(『宋會要』職官四二・二七)。ここからおそらく⑧～⑪は大觀三年だと推定できる。そうすると⑫「四年正月四日」も大觀四年となり、つながりも良い。

結論として正しい編年に戻せば、⑤元符「三年五月十九日」、⑥「徽宗崇寧二年二月十七日」・⑦「四年九月八日」・①「大觀二年十一月九日」・②「三年正月二十一日」・③「二十一日」・④「二十九日」・⑧「四月十四日」・⑨「六月二十七日」・⑩「七月八日」・⑪「十一月一日」・⑫「四年正月四日」という順になる。『宋會要』の編纂時に①～④の大觀二・三年の四條が、すでに徽宗が即位した後の⑤元符三年條より前にきてしまったと考えられる。

以下本稿ではこの編年により論を進める。

- (41) 『宋史』卷一六七・職官志「走馬承受」。
- (42) 『宋會要』職官四一一二五・崇寧四年九月八日條、大觀三年正月二十一日條。
- (43) 『宋會要』職官四一一二五・崇寧二年二月十七日條。
- (44) 『宋史』卷一六七・職官志、『皇朝編年綱目備要』卷二七・大觀元年十二月條。
- (45) 『宋會要』職官四一一二六・大觀三年六月二十七日條。この二員というのは、のちの詔を見れば、江南東西路では洪州と江寧府に分駐していた。〔『宋會要』職官四一一二八・大觀四年十月八日條〕
- (46) 『宋會要』職官四一一二七・大觀四年正月四日條。
- (47) 『宋會要』職官四一一二七・大觀四年二月十六日條。
- (48) 『宋會要』儀制三三四四・朝儀班序・政和七年八月二十五日條、『宋會要』職官四一一三一・政和七年八月二十五日條。
- (49) 南宋の陸游は、このときの走馬承受・廉訪使者について次のように言う。

昔祖宗置走馬承受、本欲便於奏報耳。而小人恃勢、日增歲長。及改稱廉訪使者、則監司・帥守反出其下、敗亂四方、危及社稷、實走馬承受之末流也、可不危哉。〔『渭南文集』卷五「條對狀」〕

- (50) 小林隆道「北宋期における路の行政化——元豐帳法成立を中心に」『宋代中國の統治と文書』汲古書院、二〇一三年。
- (51) 『宋會要』職官四一一三三・宣和六年三月七日條。
- (52) 『宋大詔令集』卷二二二「走馬不職澆汰御筆」。『宋史』卷一六七・職官志では政和五年の詔。
- (53) 『宋會要』職官四一一二九・政和六年四月一日條。
- (54) 『宋會要』職官四一一三三・宣和元年九月一日條。
- (55) 『宋史』卷一六七・職官志。
- (56) 『宋會要』職官四一一三五・靖康元年七月二十五日條。
- (57) 『宋會要』職官四一一三五・建炎元年十二月十二日條。
- (58) 先行研究で佐伯氏は、走馬承受が建炎末に自然消滅したとする。また申忠玲氏は、紹興三年（一一三三）で史料から姿を消し、おそらくこのあたりでやめられたものと推測している。しかし紹興末年に近いころ、「内侍官承受諸軍奏報文字」なる官職が廢止されており、そのとき高宗自身が「今の承受は、即ち祖宗朝の走馬承受、専ら邊將の奏報を掌らしむ。」〔『建炎以來繫年要錄』卷一八六・紹興三十年十月丙午條〕と述べている。これに関する史料が詳細には残っておらず、李心傳も按語の中で事實關係の不明瞭さを指摘しているが、ここから見れば走馬承受は名稱を變えながら、實質的には高宗朝一代にわたって存在しつづけたようだ。

- (59) 歐陽脩『太常因革禮』卷八三「契丹國信使副元正聖節朝見宴」、宋祁『景文集』卷三〇「讓翰林學士狀」、司馬光『溫國文正公文集』卷五一「奏爲病未任入謝劄子」、鄭居中『政和五禮新儀』卷一九七・嘉禮。
- (60) 『職官分紀』卷四四「東西上閣門」。
- (61) 閣門承受は南宋にも存在しつづけたが、成忠郎や秉義郎の小使臣ランクであることは變わらなかった(陳傅良『止齋先生文集』卷二二「繳奏閣門承受趙銓乞將轉官回授封贈狀」、『文忠集』卷九四「掖垣類藁一」)「秉義郎閣門司提點承受常士廉」。
- (62) 趙昇『朝野類要』卷五「承受」。
- (63) 『長編』卷一〇九・天聖八年六月甲午條。
- (64) 『揮塵後錄』卷一。
- (65) 『長編』卷四五六・元祐六年三月癸酉條。
- (66) 『資治通鑑』卷末「進資治通鑑表」(司馬光『司馬文正公傳家集』卷一七)。
- (67) 『長編』卷一〇八・天聖七年七月乙丑條。
- (68) 『長編』卷三四八・元豐七年八月丙戌條。
- (69) 楊仲良『長編紀事本末』卷二二五・明堂・政和五年八月壬子條、『皇朝編年備要』卷二八・政和五年八月條。
- (70) 「承受奏報文字」という名稱は他の史料にも見えている
- (趙汝愚『國朝諸臣奏議』卷六三・百官門・余應求「上欽宗乞罷隨軍承受」、卷六三・百官門・余應求「上欽宗論中人預軍政之漸」、『攻媿集』卷二九「繳關禮張宗尹特與隨龍恩數」)また「承受奏報文字」も一例見える(十萬卷樓本『靖康要錄』卷四・靖康元年三月三十日條)。
- (71) 『宋會要』運曆一・一八・政和八年閏九月一日條、桑世昌『蘭亭考』卷三、「靖康要錄」卷八・靖康元年六月二十六日條、『梁溪集』卷五二「乞置承受官劄子」、李攸『宋朝事實』卷九「祕書省」等。
- (72) 『梁溪集』卷五二「乞置承受官劄子」、「乞令承受官王褒隨軍劄子」。
- (73) 史書編纂の承受は、陳騏『南宋館閣錄』卷二・省舍、「宋朝事實」卷九・祕書省。講義官については、林希逸『虞齋續集』卷二四「湖南提舉官講太史禮部李公行狀」、『攻媿集』卷二九「繳關禮張宗尹特與隨龍恩數」、卷三四「嘉王府講尙書徹章官屬諸色祇應人各轉一官資制」。
- (74) 佚名『續編兩朝綱目備要』卷一一・嘉定二年十一月丙辰條、楊萬里『誠齋集』卷一一六・李侍郎傳。
- (75) 朱熹『晦庵先生朱文公文集』卷九一「司農寺丞翁君墓碣銘」、黃宗羲『宋元學案』卷一「中奉翁先生彥深」、『宋會要』職官一八・三二・宣和四年三月二日條。

表三 睿思殿掌管簿書·睿思殿祇候就任者表

姓名	官銜	年月	出典
楊立本	入內侍省東頭供奉官、睿思殿掌管簿	紹興 2 (1132) 4.1	『北海集』19「臨安府上天竺寺開啓祈晴文」
	入內侍省東頭供奉官、睿思殿掌管簿	紹興 3 (1133) 4.1	『北海集』19「中天竺啓建祈晴文」
梁紹祖	睿思殿掌管簿書	紹興 27 (1157) 1. 辛亥	『繫年要錄』176
	入內內侍省、差睿思殿掌管簿書	紹興 27 (1157) 4.19	『中興禮書』297
賈惟清	睿思殿掌管簿書	孝宗朝	『宋會要』職官 11-54
薛淙	御前上等書寫文字、睿思殿庫掌管官物	淳熙 10 (1183) 1.11	『止齋集』22「繳奏白身彭燾補官狀」
王褒	睿思殿祇候	靖康 1 (1126)	『梁谿集』52
董仲永	修武郎兼睿思殿祇候	建炎 2 (1128)	『松隱集』36「董太尉墓誌」
	睿思殿祇候	紹興 13 (1143) 閏 4.26	『中興禮書』189
黃彥節	入內內侍省內侍殿頭、睿思殿祇應	建炎 4 (1130) 5.29	『忠穆集』3「任江東安撫制置大使日乞宮觀劄」
	入內西頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 12 (1142)	『繫年要錄』144
羅竄	睿思殿祇候	紹興 1 (1131) 6.27	『宋會要』禮 62-55
任源	入內東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 2 (1132) 1. 辛酉	『繫年要錄』51
趙愿	入內東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 3 (1133) 2. 戊午	『繫年要錄』63
陳彥臣	睿思殿祇候	紹興 3 (1133) 7. 乙亥	『繫年要錄』67
李中立	睿思殿祇候使臣	紹興 5 (1135) 5.23	『宋會要』方域 3-23
李綱	睿思殿祇候	紹興年間	『繫年要錄』106 紹興 6.10. 丙申
鄭干	入內內侍省東頭供奉官、睿思殿祇候、 幹辦後苑、幹辦翰林司	紹興 7 (1137) 8	『松隱集』36 「鄭門司墓銘」
	入內東頭供奉官、睿思殿祇候 → 除名、 衡州編管	紹興 13 (1143) 9. 甲戌	『繫年要錄』150
梁忻	睿思殿祇候、幹辦天章閣、權奉安神御	紹興 10 (1140) 9.16	『中興禮書』292
李供奉	睿思殿祇候	紹興 10 (1140)	『金佺續編』10「李供奉押賜收復鄭州支槁錢省劄」
黃克	入內內侍省東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興前半	『毘陵集』3「謝傳宣撫問表」
王晉錫	睿思殿祇候	紹興 15 (1145) 7. 己亥	『繫年要錄』154
	入內內侍省東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 15 (1145) 12.27	『宋會要』禮 15-19
徐伸	睿思殿祇候	紹興 21 (1151) 1. 壬申	『繫年要錄』162
	入內內侍省、差睿思殿祇候	紹興 21 (1151) 8.10	『中興禮書』297
王晉行	睿思殿祇候	紹興 23 (1153) 7. 癸亥	『繫年要錄』165
	入內內侍省、差睿思殿祇候	紹興 23 (1153) 12.18	『中興禮書』297
	睿思殿祇候	紹興 26 (1156) 10. 甲午	『繫年要錄』175
	睿思殿祇候	紹興 26 (1156) 10.26	『中興禮書』297
黃大求	入內內侍省、差睿思殿祇候	紹興 23 (1153) 12.18	『中興禮書』297
	睿思殿祇候	紹興 26 (1156) 6. 甲辰	『繫年要錄』173
陳成之	入內東頭供奉官、睿思殿祇候 → 還所寄資、 爲拱衛大夫、保寧軍承宣使致仕	紹興 24 (1154) 7. 丁酉	『繫年要錄』167
楊良孺	睿思殿祇候	紹興 24 (1154) 7.2	『中興禮書』297

表三 睿思殿掌管簿書・睿思殿祇候就任者表（続き）

姓 名	官 銜	年 月	出 典
馮孝宗	睿思殿祇候	紹興 29 (1159) 7. 庚子	『繫年要録』 183
	睿思殿祇候	紹興 29 (1159) 7. 乙卯	
	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 29 (1159) 9.21	『中興禮書』 264
	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候	紹興 29 (1159) 10.5	『中興禮書』 266
任訴	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候、 德壽宮提轄造作	紹興 32 (1162) 8.22	『宋會要』 職官 53-2
	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候、 德壽宮提轄造作	乾道 9 (1173) 8.22	『宋會要』 職官 54-18
黃保躬	睿思殿祇候	隆興 1 (1163) 3.16	『中興禮書』 180
李愿	睿思殿祇候	隆興 2 (1164) 10.29	『中興禮書』 12
鄭邦美	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候、 幹辦龍圖天章寶文顯謨徽猷敷文閣、幹 辦講筵閣、兼承受幹辦萬壽觀	乾道 6 (1170) 10.30	『文忠集』 114 「萬壽觀純 福殿開啓太上皇帝丁亥正 本命月道場青詞」
王居	睿思殿祇候、幹辦後院	乾道 9 (1173) 2.10	『中興禮書』 298
甘宗茂	睿思殿祇候	乾道 9 (1173) 5.9	『中興禮書』 298
甘昺	入内内侍省東頭供奉官、睿思殿祇候、 幹辦內藏庫、幹辦萬壽觀	淳熙 2 (1175) 10	『文忠集』 114 「萬壽觀純 福殿開啓太上皇帝正本命 長生月道場青詞」
吳思忠 蘇大椿 張誼	睿思殿祇候 → 轉歸吏部、依例免參部 在京宮觀、免奉朝請	淳熙 15 (1188) 4. 甲午	『思陵録』 下
毛居實	入内内侍省西頭供奉官、睿思殿祇候、 修内司承受 → 眞州編管	紹熙 3 (1192) 8.22	『宋會要』 職官 73-13
王師珪	睿思殿祇候、寄資武功大夫、入内内侍 省東頭供奉官 → 歸吏部、差在京宮 觀、免奉朝請	紹熙年間	『止齋集』 12
羅孝德	壽康宮睿思殿祇候、提轄造作 → 降兩 官放罷	慶元 1 (1195) 8.6	『宋會要』 職官 73-20
鄺安仁	入内内侍省睿思殿祇候	嘉泰 1 (1201) 10.12	『宋會要』 職官 73-28
董宋臣	睿思殿祇候	淳祐年間	『宋史』 469

**ZHI-RUISIDIAN 直睿思殿 AND CHENGSHOUGUAN 承受官：
THE EUNUCH POSTS IN THE END
OF THE NORTHERN SONG**

FUJIMOTO Takeshi

It is said that the eunuchs dominated the latter half of the Huizong reign, but the actual situation is unclear. Some records claim that their ascendancy was related to government conducted through imperial edicts written by the emperor himself (御筆). I have therefore examined the eunuch posts associated with the *Xuanhedian* 宣和殿, or *Ruisidian* 睿思殿 within the imperial court (禁中) where imperial edicts were written by the emperor himself, and also the other eunuch posts, such as the *Lianfangshizhe* 廉訪使者 at local governments and the *Chengshouguan* 承受官, established at many central government offices.

Firstly as the result of an examination of the *Zhi-Ruisidian* 直睿思殿 and *Zhi-Xuanhedian* 直宣和殿, to which many higher-ranking eunuchs were appointed, we see that the establishment of these posts was a part of the reorganization of military officers carried out in 1112, and thanks to these changes, higher-ranking eunuchs could enter the Imperial Court. And then the *Wenzi-waiku* 文字外庫 of the *Ruisidian*, which was the management office of Administrative Documents in the Imperial Court, received reports to the throne, and the *Shichen* 使臣 who were able to write official documents that were released by emperor were stationed there. Caozu 曹組, one of these *Shichen*, was a famous writer of *ci* 詞 who was discovered by Emperor Huizong himself.

Zouma-chengshou 走馬承受, the predecessor of the *Lianfangshizhe*, had been established in frontier areas and supervised warriors. Emperor Huizong expanded their right to audit accounts of local governments and changed the name of the office. The *Lianfangshizhe* later became one of the *Jiansi* 監司.

The *Chengshouguan* 承受官 were liaison officers between government offices and the Imperial Court, and some of them dominated the offices they held. The appearance of this post made possible the concentration of information from government offices at the Imperial Court.

All these eunuch posts were established during same period and improved the capacity of the Imperial Court to administer the government. They did not advance the interests of the eunuchs, but supported the system of direct administration by Emperor Huizong.